

令和 4 (2022) 年度
教職課程
自己点検・評価報告書

令和 5 (2023) 年 6 月

洗足こども短期大学

目次

I	教職課程の現況及び特色	1
II	基準領域ごとの教職課程自己点検評価	2
	基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な 取り組み	2
	基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援	3
	基準領域3 適切な教職課程カリキュラム	5
III	今後の教職課程教育・運営の課題	8
IV	現況基礎データ一覧	9

I 教職課程の現況及び特色

1 現況

- (1) 大学名：洗足こども短期大学（幼児教育保育科）
- (2) 所在地：神奈川県川崎市高津区久本 2-3-1
- (3) 学生数及び教員数

（令和 4 年 5 月 1 日現在）

学生数： 幼児教育保育科 573 名／短期大学全体 573 名

教員数： 教職課程科目担当（教職・教科とも）14 名／短期大学全体 17 名

2 特色（教職課程の沿革や理念）

洗足学園短期大学幼児教育科（現：洗足こども短期大学幼児教育保育科）の設置認可（昭和 40 年 1 月 25 日）に際し、申請時に示された教育目的は次の通りであった。

「幼児教育科は幼児児童について研究し、その本質を明らかにすることによって現代人にふさわしい人格を形成し、家庭婦人としての使命をはたし、また優れた幼稚園の保育者として社会に貢献しうる有為な女子を育成することを目的におく」

以後、社会の変化に伴い、男子学生の受け入れ、保育士資格の取得も可能となり、教育目的も今日の時代に即したものに变化している。幼稚園教諭および保育士の養成を主たる目的とする幼児教育保育科のみを有する単科の短期大学であり、本学のミッションをより明確に発信するために、平成 22 年 4 月に校名を「洗足こども短期大学」へと変更し現在に至っている。また、キャンパス内に併設の音楽大学（洗足学園音楽大学）があることの特色も活かしながら、学習成果の 3 つの柱である「実践力」「表現力」「協働力」を備えた保育者の養成を行っている。

II 基準領域ごとの教職課程自己点検評価

基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

- (1) 基準項目1-1 教職課程教育の目的・目標の共有
- (2) 基準項目1-2 教職課程に関する組織的工夫

〔現状説明〕

(1) 本学では、「人材養成及び教育研究上の目的」を学則第2条の2に定めており、目的の内容は3つのポリシーにも反映されている。この目的に沿った内容で「教員養成の目標」を定めホームページ上で学内外に公表しており、教職員は教職課程の目標を共有し、教職課程教育を計画的に実施している。

(2) 教職課程認定基準を踏まえた教員を配置し、教職課程の運営に関しては、目標を達成するために、実習運営委員会を中心とする全学的な教職指導体制を構築している。教職課程に関するカリキュラムについては、カリキュラムワーキンググループにて必要に応じて見直しを行っている。

教職課程教育を行う上での施設・設備が整備され、ICT教育環境の適切な利用に関しても可能となっている。

教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた「教員の養成の状況についての情報」はホームページ上で学内外に公表している。

〔長所・特色〕

「教員養成の目標」を達成するために、実習運営委員会を中心とする全学的な教職指導体制を敷いている。実習指導の支援については、「実習・進路サポート室」を設置し、幼稚園教諭・保育士資格を有し現場での実務経験のある職員も配置し、学生の実習上の支援を行っている。

同じキャンパス内に音楽大学を併設しており、施設・人的資源を共有し連携す

ることにより、本学ならではの特色のある表現教育を行い、創造的な表現力、コミュニケーション能力などを備えた保育者の養成に努めている。

〔取り組み上の課題〕

上記に記載した学内外に公開している「教員の養成の状況についての情報」の「【1】教員の養成の目標及び当該目標達成するための計画」の中で「目標を達成するための計画」として令和4年度は5項目を掲げていた。その内の一番目の項目として「(1) 実習指導チームを中心とする全学的な教職指導体制」と掲げていたが、実態に即した表記とすることが望ましく、検討の結果として下記の項目名および内容に令和5年度より変更することとした。

(1) 実習運営委員会を中心とする全学的な教職指導体制

実習運営委員会で審議・決定された実習および実習指導の運営に関する事項に基づき、1年生・2年生の実習指導担当教員を軸に、全専任教員による実習時の巡回指導、事前・事後面談などを行うことで組織的な教職指導体制の強化を図る。

基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援

- (1) 基準項目2-1 教職を担うべき適切な人材（学生）の確保・育成
- (2) 基準項目2-2 教職へのキャリア支援

〔現状説明〕

(1) 教職を担うべき適切な人材（学生）の確保のために、学則第2条の2に定めた「人材養成及び教育研究上の目的」を踏まえた「入学者受入れの方針（「アドミッション・ポリシー」）を定め、ホームページや学校案内等で学内外に周知し、このポリシーに沿った入学者選抜を実施している、

また、全学的な教職指導体制を敷き、きめ細かな実習指導を行い、「履修カルテ」等の活用により、学習成果の獲得状況の把握を行う等、教職を担う

べき適切な学生の育成に努めている。

(2)「実習・進路サポート室」を設置し、実習と進路就職のサポートを一つの部署で取り扱い、幼稚園や保育所等の就職先の情報や学生の実習時の情報等を共有することで、きめ細かな進路支援を行っている。

〔長所・特色〕

本学は保育者の養成を主たる目的とする単科の短期大学であるため、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）においても保育者を志す受験生へ向けてメッセージを発信している。専門的知識と技術の修得に必要となる基礎学力を備え、保育者になるという夢の実現へ向けて強い意志を持って努力できる人を求め、具体的な4項目の求める人物像を掲げている。

キャリア支援のため、学生の実態を把握でき、かつ学生側が相談しやすい2年生のクラスアドバイザーと「実習・進路サポート室」の室長で構成する「進路就職ワーキンググループ」を設置し、教職員が協力する体制を整備している。

学生に対しては、1年次より定期的にキャリアガイダンスを全員に対して実施し、希望者に対しては「公務員採用試験対策講座」も実施している。

〔取り組み上の課題〕

学生の確保・育成・キャリア支援には、上記のように対応しているが、保育者を志す受験生の減少に伴う受験志願者数の減少により、入学試験の合格倍率も極めて低下している状況である。そのような現状の下、入学を受け入れる学生を2年間で如何に育て、質の高い保育者として現場に送り出していくかが茲許の課題である。平成30年度卒業生の幼稚園教諭免許状取得者数の比率は97.0%であったが、その後低下を続け、令和4年度卒業生の同比率は90.1%であった。

現在2年次の実習指導で行っている「習熟度別コース制」等、引き続ききめ細かい指導を、検証も都度行いながら課題に対応していくことが必要である。

基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム

- (1) 基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施
- (2) 基準項目 3-2 実践的指導力育成と地域との連携

〔現状説明〕

(1) 「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を踏まえ、教職課程科目相互とそれ以外の科目等との系統性の確保を図りながら、コアカリキュラムに対応する教職課程カリキュラムを編成している。令和4年度にカリキュラムツリーを策定し、修得する科目の順序性や関連性を把握する有効なツールとして活用し、教員間での共通認識を図るとともに、学生へも周知を図っている。また、「履修カルテ」を用いて、学生の学修状況を把握しながら、きめ細かな教職指導を行い、「保育・教職実践演習」の授業での指導にこの蓄積を活かしている。

(2) 学習成果の3つの柱である「実践力」「表現力」「協働力」を備えた実践的指導力を育成するために、「理論」と「実践」の往還型教育を行っている。

令和元年度より、2年次の実習指導においては、「習熟度別コース制」を実施し、令和4年度より各実習へ参加するための条件として、試行的にGPA基準を新たに導入する等、きめ細かな教職指導を行っている。

令和3年度の新入生より、学生全員がiPadを保有し日々の授業で活用する新しい学びを開始し、ICT活用力等これからの教育現場に必要な力を育成する取り組みも行っている。

令和3年度より、実習協議会をスタートし、実習協力園（幼稚園・保育園）とZoomにて協議会を実施することで、本学の実習に関する方針の共有を図る等、効果を上げており、コロナ禍においてもスムーズに実習を実施できたことにも繋がった。

地域の保育関連施設および自治体と連携し、実習教育の枠外でも学生自身が実践活動を通して、保育者としての実践力を磨くことができる環境を整え

ている。幼稚園・保育園等での個々の学生による自主的なボランティアの他に、ゼミやサークル等による人形劇や演奏等の出張公演を積極的に行えるようサポート体制を敷いている。

〔長所・特色〕

上記の通り、2年次においては、習熟度別コース制による実習指導を行っている。具体的には、「Advance コース」「Standard コース」「Basic コース」の3コースを設け、自分の課題や状況に応じて2年次進級時に学生自身が3つのコースから選択を行う。これにより充実・発展した内容をそれぞれのステップに応じて学習することで、保育者としての資質の全体のレベルアップを図っている。

令和3年度新入生より、学生全員がiPadを保有し日々の授業で活用する新しい学びを開始し、ICT化の進む幼児教育・保育の現場に対応できるスキルを備えた人材の育成を行っている。授業の内容に応じて様々なiPadの活用方法があるが、1年生前期の「情報機器の操作」で写真の編集、ファイル管理の仕方等も学び、例えば「保育内容・環境」では、学内の自然環境をiPadで撮影し、写真を加工して授業内で共有する等の授業を行なっている。

実習と授業の連携として、「保育者のための文章表現」（1年生：通年科目）を設け、保育を捉えて、言葉や文章で表現する力の育成を図っている。この授業では、保育者を志す学生として、保育用語や漢字を正しく理解すること、現場での実習経験や保育の映像などを基に、捉えたこと、学んだこと、自ら考えたことについて、文章で表現することを学ぶとともに、実習に必要な書類やお礼状、就職に必要な履歴書の書き方などの指導も行っている。

〔取り組み上の課題〕

「履修カルテ」については、「保育・教職実践演習」の授業のみでの活用に留まらず、2年間に亘る学習成果の獲得状況の学生自身の自己認識を図るために、

「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」との繋がりを明確にしている。この学習成果の獲得状況の把握については、全体の自己点検・評価活動に係る「アセスメント・ポリシー」を令和 5 年 5 月に策定した際に、評価指標の項目として「履修カルテ」を掲載しており、今後そのデータの分析も行っていくこととなる。

各実習へ参加するための条件として、令和 4 年度より試行的に GPA 基準を導入している。具体的には、GPA が原則 1.8 以上であること（GPA が 1.3 に満たない場合は参加不可とし、1.3 以上 1.8 未満の場合は、要検討とする）を基準としている。GPA が 1.8 未満の場合には、面談を実施した上で個々の状況に応じて最終的に参加の可否を判断している。今後 GPA の設定基準の検証等を行い、基準の妥当性を見極めていくことが必要である。

学生の実習日誌等を含めた「書く力」については、上記の「保育者のための文章表現」等の授業内容を充実することにより、着実に上昇しつつあると思われる。このことは、学外実習評価の「日誌」に関する項目の平均値の推移からも読み取れるが、引き続き係る数値の推移等も検証しながら、更なるきめ細かな対応を行っていく必要がある。

Ⅲ. 今後の教職課程教育・運営の課題

幼稚園教諭および保育士の養成を主たる目的とする幼児教育保育科のみを有する単科の短期大学である本学において、教職課程に係る自己点検評価・活動は、従来から実施している全学的な自己点検・評価活動と実質的に重なると言える。従って、教職課程に係る自己点検・評価活動は、特に教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定められ、学内外に公表している「教員養成の状況についての情報」の内容の検証、見直し等を重要な事項と認識した上で実施していく必要がある。

また、近年の保育者を志す受験生の減少に伴う受験志願者数の減少による入学試験の合格倍率の低下の下、入学を受け入れる学生を短大生活 2 年間で如何に育て、質の高い保育者として送り出していくかを最大の課題と捉え、教職員の協働による学生への更なるきめ細かな対応を行っていくことが重要である。

幼児教育・保育の現場の実態や最新の事情も理解し、社会からの養成に答え得る人材を養成するため、学外の実習協力園・自治体等との連携も更に強化を図り、実践的指導力を養成する取り組みも引き続き継続していく。

V 現況基礎データ一覧

令和4年5月1日現在

法人名 学校法人 洗足学園					
大学・学部名 洗足こども短期大学					
学科・コース名（必要な場合） 幼児教育保育科					
1 卒業生数、教員免許状取得者数、教員就職者数等（令和4年度卒業生）					
① 令和4年度卒業生数					294
② ①のうち、就職者数 (企業、公務員等を含む)					265
③ ①のうち、教員免許状取得者の実数 (複数免許状取得者も1と数える)					265
④ ②のうち、教職に就いた者の数 (正規採用+臨時的任用の合計数)					84
④のうち、正規採用者数					84
④のうち、臨時的任用者数					0
2 教員組織					
	教授	准教授	講師	助教	その他（ ）
教員数	6	6	4	1	
相談員・支援員など専門職員数： 0					